

綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル・コンペ方式）による公募について

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和7年4月1日

綾川町長 前田 武俊

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和7年12月31日
- (3) 契約限度額 3,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委託業務の概要「綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 綾川町建設工事等指名停止等措置要領（平成18年3月21日告示第111号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社民事更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

3 応募方法及び応募資格要件に確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書（様式1）及び応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）を10「応募・照会先」に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和7年4月1日（火）から令和7年4月9日（水）までに（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15
- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、4月10日（木）までに応募資格の確認結果を電子メールで郵送するとともに、後日書面でも通知します。応募資格要件に

適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

なお、応募意思表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

4 説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の受付と回答方法

(1) 質問の受付について

質問書（様式3）を、令和7年4月1日（火）から令和7年4月9日（水）17時までに10「応募・照会先」へ持参又はFAXにより提出してください。

(2) 質問の回答について

応募資格要件に適合する者全員へ、令和7年4月11日（金）までにFAX又は電子メールにて回答します。

7 企画提案書の提出方法

応募資格要件に適合したものは、仕様書に基づき作成した企画提案書（添付書類を含む。）を10「応募・照会先」に持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書

ア提出部数 6部（正本：法人名入り1部、副本：法人名なし5部）

イ副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと。

ウ企画提案書には、以下の内容を含むこと。

- ・デジタルスタンプラリーの企画提案
- ・業務の実施スケジュール
- ・業務の実施体制（業務の責任者及び担当者の役職名・氏名・経験年数等を記載すること。）
- ・過去の実績（過去に実施したイベント業務及び本業務と同種の業務実績を記載す

ること。)

②見積書

ア提出部数 6部(正本:法人名入り1部、副本:法人名なし5部)

イ見積書の正本は、代表者の職・氏名を記載の上、押印又は責任者、担当者の職・氏名及び連絡先を記載することで押印省略したいずれかの書類を提出すること。

ウ副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと。

エ見積書のあて先は、「綾川町長 前田武俊」とすること。

オ見積書は、必要に応じて次の項目を含み、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

○綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリーの実施

- ・ポスターデザイン費、印刷費
- ・ちらしデザイン費、印刷費
- ・システムの作成費(使用料)
- ・システムの管理・運営費
- ・事務局の設置・運営費(問い合わせ窓口)
- ・商品購入費、商品発送費(発送作業含む)
- ・web等での広報・情報発信費

③プレゼンテーション参加者名簿(様式4) 1部

(2) 受付期間等

(受付期間) 令和7年4月15日(火)から令和7年4月22日(火)までに(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

(3) 留意事項

応募資格要件に適合した者であっても、期間内に提出がなかった場合は辞退したものとみなし、提出期限後は企画提案書等を受理できません。

8 選定方法

応募者から提出された企画提案書の内容を「綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務プロポーザル方式選定委員会」において別添「綾川町合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務プロポーザル方式選定委員会審査基準」に従って審査の上、契約の予定者に通知します。

また審査は、書面及びプレゼンテーションにより行い、1事業者あたりの持ち時間は15分(予定)とし、引き続き選定委員による質疑を15分程度行います。プレゼンテーションの開始時間は、開始場所は別途通知します。なお、審査基準の下限の点数(5名の審査員による採点の合計点300点)を1社も満たさない場合は、候補者なしとします。

候補者選定後に、選定結果を各応募者あてに書面で通知します。なお、審査員ごとの個別選定結果については非公表とします。

9 審査基準

別添「綾川町合併 20 周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務プロポーザル方式選定委員会審査基準」のとおり。

10 応募・照会先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町総務課 担当：田辺、兼平

TEL：087-876-1906

FAX：087-876-1948

11 スケジュール

4月 1日	公告開始
4月 9日	公告終了、応募意思表明書受付締切り、質問の受付締切り
4月10日	応募資格要件の確認結果通知
4月11日	質問への回答及び閲覧
4月15日	企画提案書受付開始
4月22日	企画提案書受付締切り
4月25日（予定）	審査会（ヒアリング、プレゼンテーション実施）
4月第5週（予定）	企画提案書審査結果通知、見積書の提出依頼
5月1日以降	契約締結

12 契約の締結

選定した契約候補者と綾川町が協議し、提案された内容を基本として委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。

なお、選定した契約候補者と綾川町の契約が調わなかった場合には、審査結果の評価が次に高い応募者と協議を行います。

13 電子契約の可否

電子契約は不可とします。

14 その他

（1）提出書類の作成、関係書類の提出及び審査会への参加等に要する費用は、全て提案者の負担とします。

(2) 提出された書類等は返却しません。